

新型コロナウイルスワクチン 接種について Q&A

新型コロナウイルスワクチン接種について、よくある質問に回答します。
※以下の回答の中でワクチンに関する部分は、ファイザー社製のワクチンを想定しています。

Q. いつから接種ができますか？

A. 現時点でワクチンの供給量が不透明なため、開始時期については、未定です。予約開始日については、区から送付する接種券と同封のチラシ等でお知らせする予定です。

Q. 区内では、どこでワクチン接種を受けることができますか？

A. 4か所の病院と区が設置する3か所の会場で接種できます。

- ・台東病院（千束3-20-5）
- ・永寿総合病院（東上野2-23-16）
- ・浅草病院（今戸2-26-15）
- ・浅草寺病院（浅草2-30-17）
- ・金杉区民館下谷分館（下谷3-14-3）
- ・花川戸1丁目施設（二天門通り沿い 旧浅草保健相談センター）（花川戸1-14-16）
- ・谷中防災コミュニティセンター（谷中5-6-5）

この7か所のほかに診療所でも接種できるようになります。診療所での接種について詳しくは、決まり次第お知らせします。

Q. 1回目の接種の後、2回目の接種はいつから受けられますか？

A. 標準的には、3週間（中20日）空けてから、2回目の接種を受けてください。中20日とは、例えば1回目の接種を4月1日（木）に受けた場合は、2回目の接種は4月22日（木）になります。3週間を超えた場合は、できるだけ早く2回目の接種を受けてください。

Q. ワクチンには、どのような効果がありますか？

A. 新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。ワクチン接種を受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が、少ないということがわかっています（発症予防効果は約95%と報告されています）。なお、十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから、1週間程度経ってからとされています。

Q. ワクチンを打った後に、どんな副反応がありますか？

A. 次のような症状が現れることがあります。 コミナティ®添付文書より改編

発現割合	症状
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛
10~50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ
1~10%	吐き気、嘔吐

※まれにショックやアナフィラキシーが起こることがあります。詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。

Q. 必ず全員がワクチン接種を受けないといけませんか？

A. ワクチン接種は、強制ではありません。接種は、希望する方のみに行います。ワクチンについて、効果と副反応を正しく理解したうえで、判断してください。

Q. ワクチンを接種した後も、マスクは必要ですか？

A. ワクチンを受けた人は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、他の人への感染をどのくらい予防できるかはまだ分かっていません。引き続き、感染予防対策をお願いします。

新型コロナウイルスワクチンに関連した詐欺にご注意ください

「ワクチン接種のために予約金が必要」「高齢者を対象にPCR検査やワクチン接種ができる」などといった現金を要求する不審な電話が報告されています。区職員が、新型コロナウイルスワクチンに関して、現金を要求することは絶対にありません。

問合せ 台東区コロナワクチン コールセンター TEL (4332) 7912
台東区新型コロナウイルス感染症対策室 TEL (3847) 9431

新型コロナウイルス感染症にかかる 傷病手当金について

対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった方※給与などの支払いを受けている方に限る **支給対象となる日数** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち就労を予定していた日 **支給額** 直近の継続した3か月の給与と収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数 **適用期間** 2年1月1日～3年6月30日（ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで）

問合せ 国民健康保険課給付係 TEL (5246) 1253
後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」 TEL 0570-086519

新型コロナウイルス感染症対策 借換特別資金を実施します 4月12日(月)から申込受付開始

対象

- 次の全てに該当する法人または個人事業者
- 法人は区内に営業の本拠かつ本店登記を、個人は区内に主たる売上のある事業所を有し、同一事業を同一場所で1年以上営み、今後も区内で営業を続ける
 - 申込みする日までに納付すべき法人税（所得税）、事業税および住民税を完納している
 - 東京信用保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者であり、許認可を必要とする業種については許認可を受けている

必要書類

- 証明書等は発行日より3か月以内の原本が必要です。
- 融資あっ旋申込書（紫色）
 - 法人は法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式、個人は確定申告書・青色申告決算書等控一式※申告書控には税務署受付印または電子申告受信通知（メール詳細）が必要
 - 法人は法人税（その1）または法人事業税の納税証明書、個人は所得税（その1）または個人事業税の納税証明書
 - 営業地の不動産建物謄本（所有）、賃貸借契約書等
 - 実印（法人は法人実印）
 - 許認可証等
 - 申込確認書※借入希望金融機関と事前相談が必須となります。
 - 前回の申込から変更のある方は商業登記簿謄本、印鑑証明書、賃貸借契約書、情報提供に関する同意書等

融資金額 5,000万円以内（借換対象となる既存融資残高と新規運転資金の合算額うち、新規運転資金の上限は1事業者につき500万円まで） **資金用途** 運転資金 **貸付期間** 10年以内（うち据置期間は12か月以内） **貸付金利** 1.8%以内（当初5年間は区補助1.8%以内・本人負担0%、6年目以降は区補助1.5%以内・本人負担0.3%） **信用保証** 原則として東京信用保証協会の信用保証が必要（信用保証料は、区が全額補助）※本制度の利用にあたっては、借入希望金融機関との事前相談が必須となります。借換対象となる制度は、2年1月～3年3月に融資実行となった特定の区制度融資です。借換対象制度や必要書類、要件等詳しくは、下記へお問合せいただくか、区HP（右記二次元コード）をご覧ください。

問合せ 産業振興課融資担当（台東区中小企業振興センター内）
TEL (5829) 4128



新型コロナウイルス感染防止を目的として、 区に寄附をいただきました

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、区民や事業者等の皆さまから区へ寄附・寄贈をいただきました。

ご厚意に深く感謝いたします。これらの寄附は保健所、医療・介護施設、学校・保育園等で有効に活用させていただきます。

※2月17日現在、公表のご了承をいただいている方のみ掲載しております。

※その他、多くの方よりご支援をいただいております。

新型コロナウイルス感染症に関する寄附・寄贈

寄附・寄贈者（敬称略）	寄附・寄贈の内容
岸本真之	消毒液スタンド1台
(株)永山	防護服200セット
ハズプロジャパン(同)	おもちゃ48個
(株)キョーツー	マスク2,000枚
アクリサンデー(株)	アクリルパネルスタンドセット100組
(株)マルヒロ	ビニールシート30本
伸和商事(株)	リン青銅製トライアングル109個
(株)サンワ豊原	飛沫・飛散防止パーテーション100組
(株)洋光	アルコールジェル500リットル
東京浅草ライオンズクラブ	次亜塩素酸水1,040リットル

区公式HP携帯電話（フィーチャーフォン）版サイトの 公開終了について

区では、ウェブサービスのセキュリティ強化にともない、携帯電話（フィーチャーフォン）版サイトの公開を終了します。4月19日（月）（予定）以降、インターネット通信暗号化方式「TLS1.2」に対応していないブラウザやフィーチャーフォンなどの一部環境では、区HPを閲覧できなくなります。

※区HPをより安全にご利用いただくため、脆弱性のあるインターネット通信暗号化方式「TLS1.0/1.1」を無効化するものです。

※今回のセキュリティ強化は、台東区に限ったものではなく、他の自治体や民間企業などでも順次実施されています。

4月19日(月)以降は、パソコン・タブレット・スマートフォンなどを利用してご覧ください。